

# 鎌倉時代漢籍訓読における訓読法の一実態

## —高山寺藏論語卷第七・卷第八清原本を例として—

松本光隆

はじめに

高山寺には、清原家の奥書を有する論語卷第七・卷第八（本稿の使用資料は、『高山寺典籍文書綜合調査団編』『高山寺古訓点資料 第一』高山寺資料叢書第九冊、昭和五十五年二月、東京大学出版会）に掲載の清原本論語卷第七・卷第八に拠る。原本は、高山寺法鼓台において瞥見したにすぎない）を所蔵する。本稿は、この高山寺藏論語清原本にあらわれた所謂「助字の訓読法」の記述を目的とする。第一節にも触れる如く、漢文訓読語研究における、従来の概念での「訓読法」に、安易・無反省に、体系なるものを認めることには、現在、稿者は、甚だ懐疑的である。

本稿では、「桂庵和尚家法倭点」に取り上げられている事象を中心に、羅列的であると評されるかも知れないが、助字の訓読法の体系性を問題として記述を試みようと思う。本稿の意図は、「訓読法」の部分的要素である助字の訓読に、言語体系を認めることができるのかと言う問題に対する実態記述と、更に、高山寺藏論語卷第七・卷第八の訓読語の実態的言語事象と、参考とした高山寺本論語より時代の降る「桂庵和尚家法倭点」の事象との対比・記述の二点の論述を目的とする。

以前にも略説したが、「訓読法」なるものの総体の体系性への懐疑から説

き始めることとする。

### 一、従来の「訓読法の体系性」なるものへの懐疑

ある訓点資料の「訓読法」なるものの記述や、「訓読法」と言う術語を使つての比較研究は、古くより盛んに行なわれて来た漢文訓読語の分析視点ではあるが、稿者は、従来の術語に定義—算聞にして、文章化されたもの—を知らないが—される「訓読法」なるものが体系的存在であると言う無批判の樂觀論には、極めて懐疑的である。例えば、本稿にも触れる助字の訓読法は、中国語文である漢文における助字の存在が、日本語文と対比において特徴的な齟齬をきたす類の要素であることが多いから、訓読語においてどのように扱かわれてきているかに目を向け易い事象である。これまでの研究成果に従えば、あくまで個別一事象としてのレベルで通時的な変化が捉えられる事象も有り、また、共時的な言語集団間において、その訓読上の扱いに位相的な差を見いだす事例があって、助字の訓読法の分析が行なわれてそれなりの成果を上げて来た。

ただし、この術語「訓読法」の外延の不明確なることは甚だしく、例えば、「訓読法」の問題の内、再読字の訓読法は、基本的には表記法の問題で、その再読の訓読法の成立が、定型的な表現類型として存在するにおよんで、

表現法上の幅を狭めたことに日本語史上の意味を認めることが出来る。この再読の成立は、要素によって再読の成立に時間的な差があるものの、対象はある群れを作つて、陳述副詞と文末表現の対応関係で、複数の要素（漢字）が同一方向に変化していると思われるので、表記法上の体系的存在であると考えられることができる。

即ち、例えば、音韻変化、アクセント変化や二段動詞の一段化の如く、言語要素に類を設けて、その類に属する事象が、同じ方向性をもつて、群れとして体系的に変化した事象と、この再読字が対比できる事から、訓読法としての再読字の問題は、他の言語要素との張り合い関係から記述ができて、体系的な存在であると認めることが出来る。

しかし、「訓読法」と言われるものの総ての要素を覆つての体系的性を認め得るか否かには慎重で有らねばならないであろう。体系の叙述は即、言語の質の問題に繋がろうから、従来の術語が示す「訓読法」については、実際に則した思索を十二分に経ねばならない。何故なら、従来の概念である「訓読法」には、右の再読字は勿論、中国語文たる漢文における助字の扱い、実字の充当和訓の問題―語詞選択の問題は勿論、音便の採用の問題、語形の音訛等々を含む―、読添語の問題、文法的な誤謬―格の二重表示等―、更には、返読法の問題や句読の問題も、訓読文の文単位の接続関係表現さえも含んだ概念であると考えられるが、これら総てを覆つての体系が如何に構築できるのか、あるいは、従来扱われて来た「訓読法」は体系的な存在であると考えることが不可能であるのかは、今後の漢文訓読語史研究において極めて大きな意味を持つことにならう。従来言われて来た「訓読法」は、日本語としての訓読語の、文字・表記の問題、音韻の問題、語彙、語法の問題、更には文章・文体の問題を内包する。このことは、「訓読法」の概念の不正確さの故で、「訓読法」を構成する各要素要素によつて、抱える問題の研究上の領域・方法が異なる事態を生じる。

例えば、無条件に「日本語という言語の総体は体系的な存在である。」と言

う立場が、当然ながら存しよう。その日本語には、文字・表記、音韻、文法、語彙、文章・文体の問題を内包するものであるから、「訓読語」の内実に各種の要素が含まれても、言語の質を考えるための体系化は可能である、との立場が予想される。「日本語という言語の体系」という前提そのものが、実証され切つてはいない仮説でしかないことを十分に認識する必要があるが、「訓読法」にも同様の問題がある。「訓読法」なる言語事象の個別個別の実例を採り上げて、その事象が多数集まれば、即ち、事象の束が太くなれば訓読語の質的な問題に及んで、体系的な問題を論ずることが出来るという、方法的な反省のない楽観論には、稿者は、どうしても賛同できない。この楽観論には、体系を論じようとするれば、体系に―あるいは、部分体系に―属する総ての要素を尽くしての言語の力学的関係とも言える各要素の張り合い関係を問題にする必要があることに對する反省がない。

確かに、中国語文としての漢文と日本語文としての訓読語の「あわい」に存在する「訓読法」という言語現象は、異質の両言語を結びつけようとする、あるいは、異質な言語である中国語を、訓読して日本語に置き換えて、そうした営為を通して中国語を取り込もうとするものであるから、例えば、比較文化的な関心からも、注意を引く現象である。

漢文において「文末助字」と言う事象がある。「中国語文としての文末助字には、言語的―意味用法上の―体系が有る」と言うことの理解は、さほど困難ではなからう。即ち、中国語文の文末助字は、一々の言語事象（一字、一語）が、他の文末助字との意味用法的張り合い関係を作っている筈で、この文末助字は、中国語文におけるモダリティーの体系と直結している訳である。

日本語側においても同様で、日本語の文末表現の体系の構成要素の一つ―モダリティーの体系は、多くの研究者が問題にしてきたところで、日本語固有の体系が存在することの理解は容易である。漢文訓読と言う方法を介さないうで、この日中両国語の文末表現体系の比較を行えば、両国語のモダ

リテイー表現体系の差が導き出せる筈である。

両国語が同一紙面上に現れ、一目瞭然である漢文訓読という營為に利用を認め、両国語の「あわい」を見いだそうとすれば、それは即、所謂「訓読法」なる視点から、分析叙述することとなる。問題は、異質な言語を結びつけようとする「訓読法」と言う方法に、体系性を求めうるかであった、ともすれば、技術論の問題となりかねない。「技術」なるものに、質の問題である体系性があるかどうかと言う問題は、極めて大きな問題であった、稿者の能力に余るところがあるが、実際に残された訓点資料という具体的言語資料に従って、今後、意図的に検討する必要がある。

以上は、思弁的に過ぎるとの批判が耳底に聞こえるが、「訓読法」なるものの体系性の検証には、まず、部分体系の記述の可能性を旨とするところから始まるであろうと主張したい。「訓読法」なる術語の概念の内実も、また、「訓読法」の下位分類の素描も、部分部分が体系的に記述できるかどうかを検討してみることから始まるように考える。「訓読法」なるものに体系があるとすれば、「訓読法」の各要素を腑分けによる検証をして、非常に曖昧な「訓読法」なるものに対する、研究者側の一体系化が可能ならば—新たなパラダイムを構築する必要があるのではなからうか。それによつて初めて、歴史的な過去の訓読語の持つ概念的な枠組みが明らかになつて行くように考へる。

右には、「訓読法」なる術語の概念の曖昧さを問題にしたが、「訓読」なる術語が実に曖昧で、研究者の立ち位置に拠つて、置かれた足場には、かなりのずれが有る。以下に触れる「桂庵和尚家法倭点」においても、例えば、「字訓」なる用語は、「誠實也」などの漢文注文の注釈を指している。「訓」なる語も概念が明確ではない。注釈そのものを言う場合もあれば、漢字の字義を指す場合もあるし、訓読語和語形を指す場合もある。

本稿に言う「訓読法」とは、特に、漢文訓読語における日本語の語形という言語形式に重きを置く。ただし、中国での注釈活動や、日本における

語釈などを無視できない。形式としての語形の決定には、漢文の注釈活動という思考營為が内在するし、更には、抽象的に伏在する思想性や文芸性などの表象として扱わねばならないものであることは、避けようがない。即ち、稿者の論述の足場が、言語形式に、より比重を置いておくことを断つておく。

## 二、「桂庵和尚家法倭点」に見える助字訓読法の記述について

周知の如く「桂庵和尚家法倭点」<sup>1)</sup>は、臨濟宗の僧、桂庵玄樹(一四二七—一五〇八)によつて編まれた書で、明応十年(一五〇一)年に成立した経書の訓読法に関する成書で、新注の訓読法を記述した書として著明である。本書の本文の問題に関する先行研究や国語学史からの視点で論じられたものが管見に入ったが、稿者は寡聞にして、この他に時代的に遡つての訓読法との比較を問題として、正面から漢文訓読語史の問題に言及した先学の論を知らない。

本資料に関する一般的な認識として、「室町時代に新たな訓読語が作られた」としたものが<sup>2)</sup>ある。この認識の及ぶ所は、室町時代に訓読語の大変革期を迎えたのであるという論理誤謬を産み出している。<sup>3)</sup>最も甚だしき論理的飛躍は、古注から朱子等の新注を基とする訓読語—あくまで、日本語の問題であることをしっかりと認識する必要がある—において朱子等の新注の注釈内容の影響を受けて、日本語たる漢文訓読語が質的な大変化を生じた時代であるとする論理的すり替えの誤謬である。その訓読語変革の具体的言語現象は、助字—置き字—をも読み落とさず、日本語側の問題である訓読をしようとした態度であるとの論理の飛躍、論理のすり替えが行われて来ている。ただし、断つておかねばならないのは、訓読法が新注そのものの影響を受けて成立した事象は、皆無ではなく、「桂庵和尚家法倭点」中にも、「思字。中庸。神之格。思。註曰。思。語辞。此思字。不讀也。」<sup>4)</sup>とあつて、

中庸第十六章にある当該例は、朱熹章句にも「詩大雅抑之篇。格來也。矧況也。射厭也。言厭意而不敬也。思語辭。」とあるので、中国で作られた新注に従って、不読と訓読される場合のあったことも確かであるが、総ての訓読語形を決した訳ではない。

さて、本稿で問題としている「訓読法の体系性」の問題に帰ろう。本節に取り上げた「桂庵和尚家法倭点」は、訓読法について多くの紙数を割く。活字公開の資料があるので、ご参照を戴きたいが、本資料の内容を羅列的に示す（本稿の引用は、基本的には広島大学蔵元禄七年（二六九四）刊本による）と、①四書五経の古注と新注について ②新注の渡来と講筵（以上四ウまで）以下が、具体的な訓読語・訓読法に関する条項である。

③句読の事 ④語辞・助辞の事（以下、主に単字を取り上げて、訓読法を示す（再読字の条項を含む）（十オまで） ⑤実字（二声調以上を持つ字をも取り上げる）（十三ウまで） ⑥仮名遣い・仮名字体（十五ウまで） ⑦読み癖（十六ウまで）

これ以下には、⑧「儒釋道三教」と、⑨「刊記に類する記載」が存する。

右には、「桂庵和尚家法倭点」の構成を概掲したが、この一書が、現代的に言う「体系性」を備えた成書であるかと言え、極めて心許ないであろう。取り上げた各項目の内容が、比較的纏まった配列を成していることは、右の概要で理解できようが、①から⑨までの各分類が、それぞれ他と言語体系的な組織的構造が構築されているかと言え、そのような評価は不可能である。③から⑦までの訓読語事象に關係する記述間にも——そもそも桂庵が取り上げた事象は、桂庵の漢籍訓読語における特徴的な事象を羅列的に取り上げたものであるとの評価が出来ようが——各項目同士がお互いに作用しつつ存在しているようなことには、一切の言及がない。桂庵自身に現在言うところの「言語の体系性」と名付けられる概念的枠組みに対する思索があったとは評価できまいが、以下の如く、訓読語の表記法には、整序を試みようとした跡が認められる。かかる意味での小項目内では表記法の体

系性への指向があったものとも認められよう。例えば、桂庵は、

1. 之字。ユク。オイテ。此時ハ。當レ字可レ点也。（中略）ノト讀時ハ。上ノ字ノ下ニテ。点シ添ルナリ。當レ之。字点スルハ。鈍也。（以下略）（五オ）

「之」字の連体用法に就いて説いた部分で、「之」字は不読として、上字に格助詞「ノ」を添えた表記を採ることを主張しているが、この主張は、当時の実態として、「之」の直読例が存在していたことが前提と成らねばならないし、「鈍也」という評価は、やはり、「之」字に対する和語「ノ」の結合が認識されていて、直読の実態があるのに対して、表記法の問題として、直読的な加点を戒めているに過ぎないように認められる。「也」字において

2. 也字。江西云。讀レ文也。字。而字。句讀能可レ辨。云々。句ノ時ハ。ナリト讀テ。可レ切也。但ナリト。ヨマレヌ処アリ。然トモ一句ノトマリナラハ。句ニ可レ切。而好作乱者未レ之有也之類。讀ノ処ハ。大畧ヤト讀テ。下ニカクルナリ。ヤノ点。上ノ字ニ。点。添也。其爲レ人也之類。又ヤト。ヨメトモ。句ニキル。処アリ。字訓。誠實也。是讀クセナリ。又人ノ名ノ下ハ。不レ点。皆ヤト。可讀。古ノ点。回也ハカリ。ヤト讀テ。商也。賜也之類。不レ讀。曲事也。又ナリノ点モ。上ノ字ニテ。点。添也。ヤトモ。ナリトモ。不レ讀。処アリ。（五ウ）

まず、加点法の問題では、「又ナリノ点モ。上ノ字ニテ。点。添也。」とあるので、「也」字が「ナリ」訓との対応的な結び付きが強いこと——即ち、直読が可能であること——の桂庵自身の認識、また当時、直読的直接加点の例があつたことを前提として、表記法として上字に添える加点法を採るように主張したものであると解釈される。今一つの問題は、「也」字に対応する如き和訓が無い場合を指摘していることで、「但ナリト。ヨマレヌ処アリ。然トモ一句ノトマリナラハ。句ニ可レ切。而好作乱者未レ之有也之類。」と記述した部分の問題となる。文末に「也」字の有る場合で、文を切れと指示しているが、この「也」字は、正に、不読の例である。「也」字の条末にも「ヤトモナリ

トモ不讀處アリ。」とあつて、文中、文末共に、不読例のあることを示したものであろう。「桂庵の訓読語は、新注に拠つたが故に、総ての字を読み落とし無く訓読するという、訓読語史上の画期的な変革を起こした」と認識されてきた節があるが、決してそうではない。本稿末の注6に概説したが、中国語文としてのニュアンスを嗅ぎ取るうとする訓読では不読などとして日本語表現上には上つては来ないで、ともすれば、表現要素として落とされて仕舞う場合のある助字なども含めて、総ての字を中国語文に従つて理解する必要があることを説いたに過ぎないと解される。

では、「桂庵和尚家法優点」において主張された新しさとは何であつたのであろうか。中国で成立した注釈であるから、朱子等の新注に、日本語である漢文訓読語に配慮しての訓読表現を規定する意図がそもそもあつたとは思われない。新注を使うことで、直接的に訓読法の変化があつたすれば、それは、漢文自体の解釈に関わる訓読法においてである。例えば、句読の問題であるとか、時に、実字の和訓の問題であるとか、接続法とかであろう。例えば、解釈上の構文構成には関わらない添読語の訓読法に重大な影響を及ぼしたとは考えにくいし、助字の訓読法についても、一部の助字を除いて、新注を採用した注釈なるが故に従来の訓読法にことさら異をとなえるべき事象が多量に出現すると思えない。

桂庵の一つの意図は、先に触れた、訓読法の表記法上の整理、統序であろう。「桂庵和尚家法優点」中には、助字の訓読法の総てを尽くしてはいないが、一種の表記法上での意図的体系指向を認めることが出来ようと思う。

今一つは、平安時代より脈々と繋がつてきた古注学派たる博士家の室町時代における権威でもあつた訓読法に対しての対抗―新注による訓読であることを示す「マーク」として採用した訓法―であろう。その対抗とは、形式上では訓読法の問題として説いている。例えば、「則」字の訓読法についての桂庵の記述は、

3、則字古<sup>点</sup>上ノ字ノ下ニテトキンハト。点スル時ハ。スナハチト。ヨム

事マレナリ。故新<sup>ニ</sup>註。朱ニテ。則<sup>ス</sup>毎<sup>ニ</sup>字<sup>ク</sup>如<sup>レ</sup>此<sup>ニ</sup>点<sup>ス</sup>ルナリ。是爲<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>正<sup>ニ</sup>古<sup>ノ</sup>点<sup>ヲ</sup>讀<sup>ム</sup>落<sup>シ</sup>「也」。又畢<sup>ニ</sup>点<sup>ナ</sup>ラハ。字<sup>ノ</sup>右<sup>ノ</sup>肩<sup>ニ</sup>サ<sup>シ</sup>アケテ。毎<sup>ニ</sup>字<sup>ス</sup>ノ假名<sup>可<sup>レ</sup>点<sup>ス</sup>也</sup>」。点ゼハ。必<sup>ス</sup>上<sup>ノ</sup>字<sup>ノ</sup>下<sup>ニ</sup>テトキハト。可<sup>レ</sup>点<sup>ス</sup>也」。トキハノキニハ。如<sup>レ</sup>此<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>引<sup>ク</sup>。キノ假名<sup>ヲ</sup>ハ。不<sup>レ</sup>用<sup>ス</sup>也」。但<sup>シ</sup>トキハト。ヨマヌヌ<sup>ル</sup>モアルヘシ。古<sup>ノ</sup>点<sup>ト</sup>キンハト。点<sup>ズ</sup>ルハ。カタコトナリ。又ノリトモヨムナリ。爲<sup>ニ</sup>天<sup>ノ</sup>下<sup>ノ</sup>則<sup>一</sup>。ナゾラフトモヨム。堯<sup>ノ</sup>則<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>。又ノツルトトモヨム。(九オ)

室町時代の博士家の訓読法に対する対抗として、古注を用いる博士家が「トキンバ「則」」と読むのに対して、新注では、「トキハ則」と点じて直読する方法で訓読するように主張するが、それは新注に拠つたが故に導き出された訓読法ではない。桂庵の既成観念のなかに、「則」字は直読すべきが正しいという観念があつたことは確かで、それ故、古点は、「読み落とす」としてしている。この訓読法の成立が、注釈行為に新注を採用したことよつて日本語の形式としてもたらされた考えるのは無理で、古点(古注)採用の訓読に対して、新注を利用した訓読であることを訓読語上での形式的差によつて示すことを意図したものであろうと思われる。古注に拠る博士家の訓読に対して、新注を示す印として採用した訓読法であると思われる。また、右の記述を以て、置字も読み落とさなく訓読しようとした新しい訓読法を主張したものであるものも短絡に過ぎるように判断する。

### 三、高山寺藏論語清原本について

先学は、本稿の主たる検討対象である高山寺本論語清原本を取り上げて、鎌倉時代当時の仏家による漢籍の訓読例で、三千院藏古文孝経建治三年(一二七七)点とともに、訓読法には清原家の訓読法を伝えるのではなく、夾雑物(仏家の訓読法)が混入したもので、鎌倉時代の漢籍訓読語資料としては例外的な資料であるとして切り捨てられた資料である。その例

外が、平安鎌倉時代を通じて、仏家による漢籍の訓読の事実が例外的で僅少であったということと同意ならば、稿者は、その解釈に賛同が出来ない。

漢籍の訓読において、平安鎌倉時代、更には、室町時代に至るまで、訓読語（翻訳、読解）の権威は、博士家であつたろう事は否定しない。桂庵の時代ですら、博士家の訓読は、古注家としての厳然たる権威を持って存在していたと推定される。博士家の関する訓読法、あるいは、訓点資料について、多くの漢籍において「証本」なる呼称と評価を持って記されている事実は、枚挙に遑がない<sup>1,2</sup>。即ち、規範の一つとして、儒家・博士家の家説として体现された訓読語・訓点資料に価値が置かれていたと見ることは矛盾があるまい。ただ、平安鎌倉時代の全ての訓読者（仏家も含めて）が、博士家の訓読語に一つの規範と認めていたとしても、博士家の訓読語のみが実現されたかと言え、実態は異なつたものであつたと断じてよいと思われる。即ち、「証本」なる語が使用され、かかる資料が存在したのであるから、博士家の訓読が規範の一つであつた事実は覆しようがない。しかし、殊更に、「証本」なる語が使われた背景には、逆に証本以外の訓読が実行されてきたことを指し示す以外の何ものでもない。高山寺本論語清原本巻第七の巻末に別紙が継がれ、「故論語一帛／如<sup>カク</sup>形<sup>カタ</sup>清家一説<sup>ト</sup>所讀<sup>ト</sup>也」の一文と共に「天台山沙門僧禪心之本」との記述がある。本文と同時期と推定されるものであるが、仏家に関係した資料であることは、この奥書より知れるし、論語の訓読が仏家によって行われた事実は紛れもないものである。稿者には、「清家一説」の句の「一説」の解釈が定まっては居ないが、巻第八の紙継ぎに「清原康祐」の署名もあるから、右に説いた如く、権威として清原家（の訓読）が関わっていたものであろう事は知られるところである。ただ、後に確認する如く、「累代清家の訓読」とは異なるところが大きい。

次節以降に記す訓読法の記述に参照資料とするが、三千院藏古文孝経建治三年点も、天台宗関係の漢籍訓読資料と思し、この資料の奥書には、金丸丸の垂髪に詠えられたもので、「同（建治三年）九月上旬交點之書本之

點不一途頗可謂狼藉本歟、仍以證本移點畢 金丸丸重記之」とあつて、清原頼業以来の証本を以て移点している。ここで注意すべきは、清原家の証本を権威有るものと認識していたのは当然確認されるが、一方で、訓点の重合した「狼藉本」と評価される底本が存在していた事実である。右からは、訓点の価値の軽重は、明らかで、儒者たる清原家の訓読が珍重されていたと同時に、当時の価値観から「狼藉本」と評価される訓点資料が存在していたことに注意を向ける必要がある。

このように考えてくれば、先学が漢籍訓読の例外として切り捨てられた訓点資料の現存は、「狼藉本」と当時評価された類のものであつて、先学の切り捨てられた根拠である「仏家の訓読法」の混入した類の本の現存の寡少は、積極的な伝承の対象とはならなかつたものであつた為であらうと考えられる。高山寺本論語も三千院藏古文孝経も、偶然の現存であると捉えるのが妥当であらうと思われる。恐らく、平安鎌倉時代を通じて生産された「狼藉本」は、仏家を中心に夥しいものではなかつたかと想像する。ただ、そうした訓点資料は、権威としての博士家の訓読がある故に、高い価値を置かれず、歴史から簡単に消えていったものである。

仏家が漢籍（の訓読）に関わらなかつたと考えられる根拠はどこにあるのであろうか。例えば、現在残っている仏書訓点資料に多く書き入れられた逸文である原本系玉篇に、語釈の用例として掲げられるのは、まさに漢籍である。例えば、論語だけを取り上げても、大正新脩大藏経を対象として、検索すると「論語曰」では、經疏部初め86例のヒットがある。「論語云」では、359例、「論語言」でも26例がヒットする。これら全てが論語の引用部分ではないが、多くは、論語を引用し、あるいは、論語本文を話題とする。「孝経」のキーワードでも228例のヒットがあつて、仏書内部に引用された漢籍の条文は、重要な位置を占めていたものと考えることが許されよう<sup>1,2</sup>。

さすれば、仏家個々人、宗派によつて浅深の差はあるが、漢籍の訓読機会を日常的に持つていたとしても根拠のない推論ではあり得ない。その

時に、宗派、個人が、如何なる訓読を行つていたのかを実証する必要があるが、具体的検討を後に譲るとしても、高山寺藏論語清原本や三千院藏古文孝経が、仏家を舞台とする実際の訓点資料であることは間違いない事実で、かかる訓読法が実在したことは否定できないであろう。

#### 四、高山寺藏論語清原本の訓点

— 三千院藏古文孝経建治三年点と共に —

高山寺藏論語清原本と三千院藏古文孝経とは、他資料には概ね確認できない訓点の符号が共通して存している。それは、「不読符」であつて、両資料ともに加點されている。形式は異なるもので、高山寺藏論語清原本では、漢字右傍中央に「、」が付される。三千院藏古文孝経では、漢字左傍中央に「一」で加點される。機能は同一であるが、形式が異なるから、この両資料の背景には、多くの実例が存して分派分布していたことが考えられよう。

稿者はかつて、三千院藏古文孝経建治三年点を中心にして、かかる類例の多くない「不読符」という記号、三千院藏古文孝経建治三年点には、清原家の声点体系よりも単純な、大振りの清濁を区別しない声点があることを指摘し、これらの符号は、漢文訓読学習期の童蒙の使用した言語体系、教育的配慮に基づく幼少学習者の言語体系の一部が現れたものであることを推定したことがある。論語、孝経が、童蒙の訓読学習に使われたテキストであつたことは、仁治本古文孝経等の奥書に詳しい。<sup>(17)</sup>

即ち、幼少時の訓読語の体系は、長ずるに依じて変化したものであろうと論じた。つまり、訓読者個人において成長と共に訓読語の体系は深化していったもので、訓読者の個体史（個人の言語変遷の歴史）を想定して良からうと論じたところである。日本語の通時的な変化変遷は、かかる個人の言語史を内包したものであつて、立体的に描いて行く方法を模索する必

要があるとした。即ち、「狼藉本」という評価は、本稿の対象とする高山寺藏論語清原本や三千院藏古文孝経建治三年点などに与えられたもので、当時第一の権威であつた博士家の訓読以外の夾雑物（学習用の訓読語や仏家などで日常的な漢籍訓読に用いられたであろう博士家訓読を逸脱した任意の訓読語）を含んだ資料に対するものであつたろうと推定される。これら「狼藉本」は、個体史の過渡的時代の訓読言語であり、あるいは、仏家における一時的な解釈作業などにおいて随時生産された訓読言語を含んだもの、あるいは、そうした訓読語そのものに対する評価であつてみれば、後に残されるべき価値を付与された資料群ではない。が、偶然にも、その訓読語（法）は、文献文化財として現在に残されているのである。

#### 五、高山寺藏論語清原本の訓読法

— 「桂庵和尚家法倭点」に記述のある助字の訓読法 —

以下、本節は羅列的となるが、桂庵を遡つての訓読語の鎌倉時代の実態資料である高山寺藏論語清原本二巻を取り上げて、「桂庵和尚家法倭点」に記載のある助字の訓読法を「桂庵和尚家法倭点」に掲げられた序列に従つて、記述しようとするものである。また、鎌倉時代に実在した訓読法であることを証するために、適宜、三千院藏古文孝経建治三年点、金沢文庫本群書治要を参照する。

##### ① 「之」字の訓読法

桂庵は、「之」字の用法について、動詞「ユク」「オイテ」と訓ずる場合、「コレ」「コレカ」と訓ずる場合を掲げて後、連体を示す格助詞「ノ」の例を掲げて、点法としては、上接字に転じ添える表記を採るべきで、「當<sup>マ</sup>之<sup>ノ</sup>字<sup>ノ</sup>点<sup>ノ</sup>スルハ。鈍也。」と述べている。かかる例は、高山寺藏論語清原本には普通の訓読法で、該当資料に限らず、鎌倉時代の内典外典を問わず一般に出現する訓読法である。むしろ、直読例が現れることの方が注目されて、

4、々(徳)ハ恩惠ノ之徳也(清七90)

右は注文部分であるが、改行があつて「之」字が出現するから、「之」の直読例以外のもではない。即ち、高山寺藏論語清原本における連体の「之」字の訓読意識は、桂庵と変わることが無く、「之」字の直読も可能であるが、表記法の制約から上接字に「ノ」を添えているに過ぎないと判断される。

桂庵の「又中カニヲクコトアリ。謂之文。」とある構文は、

5、之ヲ蕭牆ト謂フ也(謂之蕭牆・清八101)

として代名詞訓が確認される。

「之」字の文末用法については、桂庵は、「此ノ字。句ニ切ル處アリ。學而時習之々類。」として、代名詞訓に読んでいるが、高山寺藏論語清原本においては確例を拾えないものの、三千院藏古文孝経建治三年点には、

6、女之ヲ知ル乎(女知之乎・77)之字ニハ不読符モアリ

即ち、鎌倉時代において既に、桂庵の認識の枠組みと同じものが存したものであつて、殊に桂庵が、新しい訓読法を提唱したものではない。

②「乎・耶・歟」字の訓読法

この三字就いて、桂庵は「此、三字。大略。ヤト。カト讀也。コレモ上ノ字ノ下ニテ点シ添也」と述べている。表記法を指示したものであると解されるが、

7、信アルカ「イ、信カ(ある)」[乎]。(清七30)

を初めとして、不読表記とともに、

8、是賢レラム乎「イ、乎」(清七85)

の如く、鎌倉時代において直読例があつて、既に表記上の揺れがあることは、桂庵の問題意識に通じる現象であらう。

③「者」字の訓読法

桂庵は、「者字。徳「者」。如此点。」と記している。この訓読法も、平安鎌倉時代の漢籍資料に普通に見えるもので、

9、如之何(といふハ)「者」言(は)禍(難己成吾)亦(如之何)无(し)

「也」(清八42)

の如くである。

④「也」字の訓読法

桂庵は、「也」字について、「句ノ時ハナリト讀テ可切也。但ナリトヨマレヌ処アリ。」と言ひ、「而好作乱者未之有」之類。「不読の例を掲げている。高山寺藏論語清原本には、以下の如き例が存する。

10、子産ハ古「之」遺愛ナリ也(清七15)

11、夫子答ヘ不也(清七4)

文中例は「ヤ」と訓するが、「ヤ」は上の字に添えるように指示している。また、「字訓誠實也」。是讀クセナリ。」とも記す。注文部分には、

12、諷ハ。信ハ。信也。陰ハ猶嘿(入聲)ノ猶(音)シ也(清七12)

13、三代ハ夏殷周也(清八54)

の例が認められるが、例13は、不読符が付された体言止めで、桂庵の提唱の訓読法に叶う確例であらう。また、「又人ノ名ノ下ハ不点皆ヤト。可讀。古点。回也ハカリ。ヤト讀テ。商也。賜也之類。不讀曲事也。」とする。高山寺藏論語清原本には、

14、子(の)曰(く)賜也汝予ヲ以テ多ク學ヒテ而(以下略)(清八9)

の例が存するが、「也」字の扱いがどうされたかは、仮名点等の加点がな

る。表記法の問題としては、「又ナリノ点モ。上ノ字ニテ点添也」としている。また、「ヤトモ。ナリトモ。不讀処アリ。」として、純粹な意味で不読・置字扱いを記している。いずれも平安鎌倉時代の漢籍資料に確認される訓読法であるし、純粹な不読の場合があると述べていることに注意が必要である。

⑤「乎・諸・於・于」字の訓読法

桂庵は、この四字につき、

15、乎、諸於<sub>レ</sub>子。此<sub>レ</sub>四字返<sub>レ</sub>点中。アルトキハ、皆無<sub>レ</sub>讀也。諸字ヤト讀<sub>レ</sub>処多<sub>レ</sub>也。其捨<sub>レ</sub>諸。其猶病<sub>レ</sub>諸之類。又不<sub>レ</sub>讀處アリ。於字干字上ニアルトキハ、オイテト讀也。二字多クハ、通シ用ル也。これらの用例は、

16、予「乎」君爲<sub>レ</sub>ことを樂シフこと無し。

(予無樂乎爲君) (金沢本群書治要・論語 372)

17、吾カ力猶能ク「諸」市朝。(乎)に。肆<sub>レ</sub>セシメテム

(吾力猶能肆諸市朝) (清七 96)

18、「於」孔子ニ問フテ曰ク (問於孔子曰) (清七 1)

19、民「于」今ニ到ルマテニ稱ス「之」(民到于今稱之) (清八 134)

例16は、金沢文庫本群書治要清原教隆点からの引用であるが、博士家清原家の訓読法のなかに既に存している。その他の高山寺藏論語清原本中に文中不読例が認められる。「諸」字の「ヤ」訓は、高山寺藏論語中原本嘉元元年(一二三〇三)点中に、

20、子(の)曰(く)、有<sub>レ</sub>諸(中四72)

と認められる。「於」「于」二字の「オイテ」訓も、

21、我<sub>レ</sub>礼<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>イテ當<sub>レ</sub>ニ君<sub>レ</sub>ニ告<sub>レ</sub>ス「當」(當)シ(清七 68)

22、其(の)子<sub>レ</sub>孫<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>イテ率<sub>レ</sub>ハ弗。(金沢文庫本群所治要・尚書 185)

後者は、金沢文庫本群所治要・尚書の例であるが、共に、鎌倉時代には認められる訓読法である。

右の訓読法は、平安鎌倉時代の漢籍經書訓点資料だけに限っても、桂庵の言う訓読法が採られた例は、枚挙に遑がない。即ち、桂庵の新しい訓読法などではない。

### ⑥ 「而」字の訓読法

「而」字の訓読法について、桂庵はまず、語頭の用法について記す。「大畧讀ノカシラ字ナリ。但シカレトモト。讀ムトキハ。句カシラニモナル歟。」と述べる。ただ、逆接の接続詞として桂庵が掲げた例は、「シカルヲ」の

例であって、「又不<sub>レ</sub>涉<sub>レ</sub>句<sub>レ</sub>讀<sub>レ</sub>処アリ。人不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>而不<sub>レ</sub>愠<sub>レ</sub>之類。」と記している。文頭の訓読法については、他には具体的な訓読語形を指示しては居ない。

この「而」字については、旧来から指摘されるように、新註の訓読法として読み落としを戒めている論調は、他と比べて強い。

23、新註<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>字<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>毎<sub>レ</sub>字<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>点<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>故<sub>レ</sub>古<sub>レ</sub>点<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>讀<sub>レ</sub>ク故ナリ。學<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>時<sub>レ</sub>習<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>。此<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>句<sub>レ</sub>論語首篇之篇百<sub>レ</sub>字<sub>レ</sub>皆<sub>レ</sub>肝<sub>レ</sub>要<sub>レ</sub>字<sub>レ</sub>也。爭<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>讀<sub>レ</sub>乎。古<sub>レ</sub>点<sub>レ</sub>ニ<sub>レ</sub>マ<sub>レ</sub>ナ<sub>レ</sub>ン<sub>レ</sub>テ<sub>レ</sub>キ<sub>レ</sub>ニ<sub>レ</sub>ナ<sub>レ</sub>ラ<sub>レ</sub>フ<sub>レ</sub>ト<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>カ<sub>レ</sub>リ<sub>レ</sub>讀<sub>レ</sub>テ<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>兩<sub>レ</sub>字<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>讀<sub>レ</sub>曲<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>也

として、「シコウシテ」と読むべきことを唱えるが、文頭の「而」字を、

24、而<sub>レ</sub>ウ<sub>レ</sub>シ<sub>レ</sub>テ<sub>レ</sub>犯<sub>レ</sub>セ<sub>レ</sub>「之」(清七 70)

と訓読した例を始め、金沢文庫本群書治要・論語には、文中例として、

25、舜<sub>レ</sub>禹<sub>レ</sub>天下<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>テ<sub>レ</sub>ル<sub>レ</sub>こと<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>ウ<sub>レ</sub>シ<sub>レ</sub>テ<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>カラ<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>「焉」(論語 273)

訓読語の形式に無かつた訳ではない。23に続いて、「下ニオイテヨマレヌ処アリ」として「已<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>」などの不読例をあげ、詩経においては「反<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>」遠<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>」を「ハンタリ」「トヲケレハナリ」と読まず、音読して「ハンジ」「エンジ」と読んで「而」の字の存在を知らしめるべきであるとする。また、「ナンヂ(汝)」訓のあることを示して「而」字の項を終える。

桂庵は、「而」字の訓読を、字毎に落とさず「シカウシテ」と読めと言っているが、事象としては、文頭・文中ともに、鎌倉時代以前にある形式であつて、しかも、不読の場合があることも述べている。桂庵の意図の核心は、「而」字の読み落としのないことを言っているであろうが、訓読法の事象は古くから有るものであることを考えれば、桂庵の主張の趣旨は、それまでになかつた新しい形式と言ふよりは、訓読法の統序・徹底にあると言ふよう。

### ⑦ 「矣」字の訓読法

桂庵は、「大畧一<sub>レ</sub>句<sub>レ</sub>切<sub>レ</sub>、処<sub>レ</sub>也。」として、音節の連接形態としては「ヌ」「レリ」「タリ」「ケリ」と読むこと。但し、不読(置字)も有ることを指摘し、「上ノ字ニテ点<sub>レ</sub>添<sub>レ</sub>也」と加點法を指示する。また、他字と執合し、あるい

は、文中にあつて「カナ」と読まれる例を掲げるが、「但シヨマレサル処多也」とも記述している。これらの訓読法は、

- 26、辭ハ達シヌルときは則チ足ンヌ【矣】(清八七五)
- 27、彌子、王タリ【矣】(金沢本群書治要・尚書428)
- 28、吾其ノ語ヲ聞ケリ【矣】(清八130)
- 29、今ハ則チ亡イカナ【矣】【夫】(清八56)
- 30、甚矣、吾か衰(へ)タルこと【也】(中四3)

⑧「焉」字の訓読法

桂庵は、まず、副詞訓「イズクンゾ」を掲げ、「コレ」訓が充當されるもの、続いて、「大畧不讀処多。如丘者焉。」として文末助字の不読を例示する。

31、孔子之レ与坐テ【而】問フ【焉】(孔子与之坐而問焉・清七74)

は、普通に出現する訓読法である。大学の序文の音読「各俛焉」例を掲げている。

⑨「耳・尔・而已」字の訓読法

この三字については、「也已・也已矣・已矣・而已矣・焉耳矣・已乎」の例を掲げて、「ノミ」と直読することを述べている。

⑩「已・已・己」について

当時は、この三字に混乱があつたようで、桂庵は、韻会を引いて、三字の別を記している。

続いて以下には、「哉字。与乎字。小シ異ナリ。」「兮字。鳳兮々々。」「思字」の助字の例を掲げる。

⑪「則」字の訓読法

「則」字の項は、例3として全文を引用したので繰り返さないが、古点に「トキンバ」「則」と不読に扱うのを難じて、「則」と点じて、読み落としてなく直読することを指示する。高山寺藏論語清原本には、「則」字には、加点があつて、

- 32、「於」野ニ謀ルときは則チ獲【イ、獲タリ】「於」國ニ謀ルときは則チ否ス(清七10・11)

などと加点されて、いずれも直読される。三千院藏古文孝経は、不読符がある資料であるが、その不読符は、「也・而・之・矣・烏(焉)・焉・以・者」(出現順)に付されている。「乎」字は直読されて訓点が付される。「也」や文末の「之」には、盛んに現れる不読符が、「則」字には確認されない。また、

- 33、知【則移】之(47)「之」字には、雁金点と不読点が付される
- 34、祭【則鬼】享【之】(223)

の例があつて、「則」字は、前接字と訓合符で結ばれている。かかる状況によつてすれば、「則」字は「スナハチ」訓で直読されていたと考えて矛盾がない。桂庵の言うところは、既に、鎌倉時代の漢籍訓読資料に見られる訓読法であつて、桂庵の新説ではない。

桂庵は、続いて「將・宜・當・益・令・教・使・俾・遣・須・未」の再読字訓法について触れるが、特に、加点の表記法について記している。更に、「與」字について、多訓である旨を述べ、「ト・トモニ・クミス・アツカル・シメス・カ・アタフ・ユルス・ヨリ」を掲げて、孟子の注、韻書を引いて証している。

次には、「大」字の清濁の問題、「其諸」字を問題として助字である旨を述べ、不読を指示し、古点の「ソレトモ」の訓読を難じている。

以下は、感動詞、疑問副詞を掲げて訓読法を示し、「夫」「曰」「如」「或」「事の動詞訓」について記す。以下は、「樂・治・食・好・惡・見」の複数の字音を持つ字の訓読法を示している。

続いて、「自(オノツカラ・ミツカラ)」「爲」字の加点法を記す。また、合符・音訓読符について述べ、雁金点、「井・オ・ワ」の仮名を始めとして仮名字体のことに及び、字音読の加点法、和訓読の加点法、「車馬」の加点法、古点の「比於我老彭」の文字列の読み誤り、漢文本文の漢字の異同のこと、「不二和尚曰」として吳音漢音の問題に触れる。ここまでが、訓読に関わる条

項で、後半部の項目は任意の感があるが、概ね、訓点の表記法に関することに関心が向けられている。

以上の検討を通して、「桂庵和尚家法倭点」で示される、特に、助字を中心とした訓読法は、室町期の新訓法というよりも、各事象が、鎌倉時代に既に確認される訓読法であって、訓読法上の新味はないと言うべきであろう。

#### おわりに

以上、前節などは、羅列的に終始したが、桂庵の訓読法が、「新注による新訓読法の提唱であって訓読語変化の質的な画期であった」とするのは、言い過ぎであって、既に、時代的に遡って、特に仏家に関係しての漢籍の訓読法には、桂庵の提唱する訓読法の多くが事実として確認される。古点（古注）の訓読は、室町時代も博士家による権威があつたものであろうと想像するが、これに対抗して、新注による訓読であることを示す印「マーカー」として、訓読法の、特に、表記的な統序を行って、統一した体系的な表記法を提唱しようとしたものであるとは解釈できないであろうか。即ち、前時代において「狼藉」と評されるような価値しか付与されていなかった漢籍訓読語を、新注による「正統な」訓読であるというある種、権威的な価値付けを試みた営為であると認めることができるのではなからうか。

本稿に残る問題は、臨済宗の漢籍の訓読法の実態がどのようなものであったかという点である。

視野狭くして、かかる問題を検討すべき資料を手元に持たない。臨済宗の漢籍訓読語については、抄物なども視野に入れて、更なる実証を目指さねばならないと考えられる。

#### 注

- 1、本稿に引用の桂庵和尚家法倭点の本文は、川瀬一馬「桂庵和尚家法倭点について」（『青山学院女子短期大学紀要』第十三輯、昭和三十五年七月）に掲載の室町末期写本の翻字本文を参照し、広島大学蔵元禄七年（一六九四）刊本を基本とした。
  - 2、注1川瀬論文。
  - 3、村上雅孝「国語学史から見た『桂庵和尚家法倭点』の意義」（『東北大学文学部研究年報』第三十九号、平成二年三月）。
  - 4、注1川瀬論文には、「桂庵和尚が我が国の訓点史上に占める位置、及び桂庵の新注講字、並びに新しい施点法制定の意義等や、その残存点本等に関することなどは、筆者が昭和二年に初めてこれを取り上げて論じ（以下略）」（46頁）、「桂庵が在来の古い伝統的な施点に拘束せられず、新しい点法をはじめることができたのは、これまでの施点が行われなかつた新注本を講字に使用し、独自の読み方をしたからに外ならぬであろう。」（47頁）などとした記述がある。
- 注3村上論文では、「従来、この「倭点」（桂庵和尚家法倭点）は、桂庵が、博士家の訓法に対抗して生み出したものというのが成立の直接的要因のように受け取られていると思われる。これは、桂庵の具体的記述から首肯できることであるが、このことをもう少し掘り下げて考えてみたいと思うのである。」（8頁）、「事実、助字等を落とさずによむために、その訓読化に力をつけて努力せねばならなかつたし、また古点を批判することによって自らの古点学の底の浅さを露呈しなければならなかつたのである。」（22頁）、「このように見てくると桂庵は、やはり時代の子であつたことになる。宗祇風に言えば、当代の言語を以て本となす心があつたのである。」（26頁）などとした記述がある。
- これらの記事によれば、桂庵和尚和尚家法倭点に取り上げられた言語事象の出自が必ずしも明確とは言えない。村上論文には、当時臨済宗内で行われていた漢文訓読語なる実態があつたことを想定されているが、その臨済宗の訓読語の実態が、いかなる系統の引くのか、あるいは、新たに作り出されたものかについての質的言及がない。
- 5、漢文訓読語の大変革期は、歴史上に二期あるとの認識が一般的であるように感ずる。一つの時期は、平安初期から平安中期に転ずる時期、今一つは、朱子の

新注系が鎌倉時代にもたらされ、新注の利用の裾野が広がった室町時代だと認識されている。その室町時代の象徴として桂庵和尚家法倭点を取り上げられる。桂庵が、助字類も文脈によって漢文にあることを認識する必要があるといっているのは、

① 摠別望ナラハ。文字讀ヲハ。無落字様ニ。唐音讀度也。其故ハ。ソラニ聲ニル時。ヲキ字。不知有ニ。其何字也。口惜哉。(元和十年刊行本・十六ウ) この部分に関する解釈によるものであろうが、桂庵は、「字の落とさないように、唐音で読みたいものだ」言っていると解せられる。この「唐音」は、「桂庵和尚家法倭点」中に、もう一箇所、

② 故兒童走卒。誦不宗元非學。看到國處始是山。兩句。唐音。不宗元非學。看到國處始是山。此意。漢儒以來儒者雖多。以晦菴爲宗之義也。宗。領也。(同右・一オ)

とも見える用語で、②の場合は、掲げた例の二行目が訓読の形、二行目には、その漢文の文字列に、字音振つたものである。この音読即ち、当時の中国語の形を「唐音」と言っていると解釈される。論文中にも触れるが、桂庵の主張する「助字」の訓読法は、「置き字」即ち不読扱いのものが相当数見える。「この助字を落とさずに」としたのは、訓読語レベルのものでは、「ソラニ覚」えて口の上せても、原漢文の助字などは、その存在も明示できないから、中国語文として助字も、その存在が分かるように発音すべく「読度キ」と言っているに過ぎない。訓読語に反映されるとされないに関わらず、桂庵自身の認識には、中国語文の持つ意味用法が、ニュアンスとして訓読語に反省され得ないのにもどかしさを感じた故であろうし、看話禪たる臨済宗においては、「ソラニ覚エル」こと、即ち、漢籍に限らず、先達の語録にしても暗記することが強く、必然として要請されていたことであろうと思惟する。

7、注一川瀬論文。『日本教育史資料』(臨川書店版による、昭和四十四・四十五年)。

8、「桂庵和尚家法倭点」内に、以下の如き例が認められる。

○二字多クハ。通シ用ル也。(元和十年版本・六オ)

○字ヲ音三讀時。未假名バカリハ不点。東。如此皆点スル也。(同右・十五ウ)

とある例が複数存して、「也」字の直説と思しい。また、

○大畧一句切。処也。(同右・六ウ)

○體トハ。人也。人體是也。(同右・十一ウ)

の如き合符が「也」字に及ぶ場合があつて、

○此ノソノ假名ハ。未來之「也」。ヌノ假名ハ。トマリヌトテ。假名ノムスビぬナリ。云ハツル辞也。(同右・十五オ)

の例をみれば、二箇所において対比的な加点がなされ、初例が不読、第二例が「也」直説であると判断せざるを得ない。ただし、注意すべきは、桂庵本人の矛盾であるとは断定できないし、本資料は、基本的には片仮名交り文であつて、その中に漢文が引用されていると考えるべき性質の資料であろう。

9、小林芳規『漢籍訓読の国語史的研究』(昭和四十二年三月、東京大学出版会)においては、「桂庵和尚家法倭点」を取り上げての論述が、数カ所所有が、その内に、以下のような記述が存する。

○家法倭点の主張する訓法が、当時は無論後世の漢籍訓読に大きな影響を与えたことは先学の説かれた所で、筆者も一二の資料につき確認した。それは仏書の即時的訓法を更に強力に唱え、置字までも字面に即して読もうとしたものである。このように見ると、平安鎌倉時代の漢籍訓読と室町時代のそれとは質的に異なるものと見られる。(一六二頁)

○ただ、室町時代になると、桂庵和尚家法倭点で「古點に讀誤り多し」として、自らの新点法を古点と比較することが見られる。この「古點」が博士家の訓法であるとすれば、この種の初めての言及となる。確かに「古點」は漢籍の点法にかなり合う点を持つ。しかし家法倭点は、自説を主張する余り、古点を批判対象として取り上げたのであつて、項目も少なく恣意的で、印象的主観的なきらいがある。そこにいう古点の訓法も必ずしも漢籍の当該字の訓を全部調べたものでないから、例えば「而」の如く誤解があることも注意しなければならぬ。(四七三頁、同趣旨の文は七頁にも存する)

○従つて、家法倭点は、漢籍訓読語の特徴の一面に気付きながら、それが古訓法を伝えた理由を解さない為に、或いは郷談として斥け、何よりも自説(新注)を主張するに急となつて、古訓法に内在する事実を、広く客観的に把握することが出来なかつたと思われる。一方、家法倭点で拠所とした訓法は、上述の相違によれば仏書の訓法に主として拠つていたことが推測される。(四七四頁)

右の文章より程度される見方は、桂庵の主張した訓法が、桂庵の時代において新しいものであること。その新訓法は、新注に依拠した自説の主張の現れであること。置字までも落字なく、即時的に読もうとしたもので、平安鎌倉時代の訓読法とは、質的に異なつたものであること。と考えられているように認められる。

本稿は、右の傍点部の解釈に、異を唱えようとするものである。

10、漢文の総ての字を読み落とさなく訓読しようとした訓読法でないことは、注6において触れたところである。

11、注9掲載書。

12、注9掲載書巻末の「漢籍古点本奥書識語集」を参照。

13、高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺古訓点資料 第一』高山寺資料叢書第九冊（昭和五十五年二月、東京大学出版会）解題。

14、「大正新修大藏經テキストデータベース」(<http://21dzk.lit-tokyo.ac.jp/SAT/ddb-sa2.php>)（平成二十二年十月十日現在）による。

15、稿者が関係した具体的な仏書の例として、

高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺古訓点資料 第四』高山寺資料叢書第二十三冊（平成十五年八月、東京大学出版会）所載、三教指帰巻中。

三教指帰成安注に引用された書は、玉篇の引用が最も多いが、その他、内典や国書は僅かであって、外典の引用が圧倒的に多い。左の掲書も参照。

佐藤義寛『三教指帰注集の研究』（平成四年十月、大谷大学）。

音義類も、玄応『一切経音義』なども外典の引用は夥しい条数に及ぶ（古辞書音義集成「一切経音義」〈上・中・下・索引〉、汲古書院）。

16、「鎌倉時代漢籍訓点資料における訓読語の個体史―三千院藏古文孝経建治三年点本を例として―」（広島大学国語国文学会平成二十一年度研究集会、平成二十一年十一月二十一日）の稿者の口頭発表。

17、注9掲書、巻末「漢籍古点本奥書識語集」一四六二頁、松岡忠良藏古文孝経の条、および、仁治本古文孝経奥書には、八歳に論語を始読し、十二歳にして古文孝経の訓読を行つてゐる旨の記事が確認される。

18、高山寺本論語中原本には、「有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>」（中四七三）、「之<sup>レ</sup>を制スルコト君に由レリ」也」（制之由君・中八123）など文末助字の直読例が認められる。

19、注13掲載書の訓読文では、清原本論語も、中原本論語も、かかる構文の「也」字を「ヤ」と直読扱いとされている。

20、三千院藏古文孝経建治三年点の「之<sup>レ</sup>」字や「也」字に付された不読符は、本文前半には、夥しい例を指摘できるが、後半には少なくなる。そもそも、「之<sup>レ</sup>」字や「也」字に不読符が盛んに付される背景には、当時、これらの字の直読の訓読法が存在したことが前提となろう。

後半に少なくなる理由を実証的に考えてみる必要があるが、学習の進展と共に、

不読符の量が減ったと考へても矛盾はない。